

## 議会活性化委員会（第3回）会議概要

平成19年12月26日（木）

午後1時から午後3時

杉浦 誠一議長挨拶

新任委員挨拶（森下彰司委員）

中田 京議員からの提出文書について（12/26付け）→現段階では参考資料として配付した。

### ■前回（12/13）の決定事項の確認

- ①「議会を考える懇話会」作成の『今後の松戸市議会のあり方 検討報告書』を当委員会の議題、テーマ、材料として扱うこと。
- ②当委員会の進行は、平成19年度内（20年3月）で一つの成果（成果とは、議会基本条例、議会の運営上の新たな共通ルールの形成などが考えられるでは）に結びつけること。そこで当面の委員会の開催頻度は月2回から3回とする。また、事務的な整理は事務局が行う（開催委員会ごとにまとめたものを作成し、次回の委員会で配付する）。

### ■議会活性化委員会の今後の進め方について

前回（12/13）委員全員の了解のもと、当委員会の今後の進め方について、懇話会メンバーで協議することになった。その結果、懇話会メンバーが『報告書』の各項目別に懇話会における協議内容の説明後、当委員会で議論いただくことになった旨を報告し、本委員会で了解を得る。

### ■『今後の松戸市議会のあり方 検討報告書』の項目別概略説明及び意見交換

#### 1 「1 議会の現状と今後の役割」について（説明者／末松委員長）

**説明**；この部分の認識を十分に共有することが重要であると考える（末松委員長）。

**質問**；何のための改革か。松戸市議会の改革が必要と考えた経過は（伊藤委員）。

**意見**；議会の存在感、権能を議会自身が改めて定義することが議会改革であると認識（宇津野委員）。

；議会に付与されている権能（＝活動原則）をベースに共通の認識をすることが必要。よって『報告書』の個々の具体的な項目について議論していけばいいのではないか（中川委員）。

；総論的な話は、すでに全委員が共有できている（大川委員）。

#### 2 「2 検討結果及び結果 (1)議案の説明聴取方法」について（説明者／桜井委員）

**意見**；現状の予算、決算審査特別委員の「事前通告とヒアリング」を検討する必要があるのではないか（中川委員）。

→現行の方法を変え、実のある形にする必要があるのではないか（中川委員）。

→「事前通告とヒアリング」は必要である。事前の共通認識により議論が深まる。制約することは、改革のマイナス要因になるのではないか（伊藤委員）。

→いまの方法を簡素化すべきではないか。例えば質問項目のみ通告する（名木委員）。

→事前に質問趣旨だけは伝えておくべきではないか（城所副委員長）。

→事前の通告に縛られ、通告外のことが質問できないことがある（二階堂委員）。

## ◆決定事項

- ①議案（当初予算議案、決算議案は除く）の説明聴取方法は、控室（会派）単位とする。なお、無所属議員の説明聴取方法は、会派同様、説明聴取の機会を設ける観点から「控室単位」とする。
- ②当初予算の議案の説明聴取方法は、これまでどおり全議員が一堂に会した「予算案説明会」とする。
- ③委員会は原則として通告制ではないことの再確認（常任委員会、特別委員会ともに）。  
なお、当初予算議案、決算議案の質疑については、各企画管理室と担当課の役割を明確にするため、各企画管理室は各委員からの質疑項目を受け、それを担当課へ連絡し聴取時間の調整等を行う。
- ④議案（当初予算・決算の議案は除く）の説明聴取日を、あらかじめ「定例会会議予定表」に記載する。  
＊説明聴取日…6月定例会、9月定例会、12月定例会 → 招集告示日の2日前  
3月定例会 → 招集告示日を含め翌2日間  
(会派への説明順序は事務局が調整する)

### 3 「2 検討結果及び結果 (2)一般質問」について（説明者／宇津野委員）

説明；形骸化しているとの声はあるが、現状の方法でよいのではないか（宇津野委員）。

一般質問後の対応について、検討する必要があるのではないか（宇津野委員）。

「形骸化」「一般質問後の対応」について懇話会では結論を導き出せていない（末松委員長）。

「一般質問」については、「委員会活動のあり方」と一緒に考えていかなければならない事項である（宇津野委員）。

意見；「一般質問に対する評価」の議論は、どのような観点から行うべきか考える必要があるので は（中川委員）。

；県議会の代表質問で見られるように、会派で十分調整された質問内容であれば、質問時間を長くするなどの改革も考えられる。一般質問の5日間が常態化しており、効率面から検討の余地があるのでないか（大川委員）。

### ●次回；平成20年1月17日（木）10：00

「(2)一般質問」について引き続き議論する。その後、「(3)請願・陳情の審査方法」（城所副委員長）、「(4)委員会活動のあり方」（名木委員）まで議論する予定。